

高松市監査委員 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成22年6月22日付け高監委第127号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

実施機関（高松市監査委員をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

## 2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が、高松市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

「本年5月28日に公表した市議の政務調査費に関する住民監査請求の請求書および一切の事実証明書並びに当該監査に際して取得し作成した一切の資料および当該監査結果の報告書類の各全部」

平成22年5月29日：請求人からの行政文書公開請求書を受付

平成22年6月9日：実施機関が公開および一部公開を決定

平成22年6月17日：請求人からの異議申立書を受付

### 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件非公開処分を取り消し、全部公開をする必要がある。
- (2) 本件「決定通知書」記載の「公開しない部分」の内容は、高松市情報公開条例に規定する非公開事由には該当しない。本件決定通知書記載の「公開しない理由」欄の記載および「高松市情報公開条例該当条項」欄の記載はいずれも誤りである。

### 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 住民監査請求に係る受付・受理の決定および請求人の陳述等にかかる文書（非公開部分）について

当該文書の非公開部分は、住民監査請求人の職業、電話番号および印影である。

住民監査請求は、地方自治法第242条第4項において「監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは（中略）当該内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。」と規定されており、適法なものとして受理した監査請求は、その監査結果について公表することが義務づけられている。そして、住民監査請求人の住所および氏名は、監査結果の中で公表されるため、当該請求人の氏名および住所は公にすることが予定されている。

しかしながら、住民監査請求人の職業、電話番号、印影については、公表は義務づけられておらず、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当し非公開が相当である。

- (2) 住民監査請求に対する意見等の受理，住民監査請求に基づく監査に伴う事情聴取における質問事項の決定および事情聴取記録，関係人調査の実施および回答書の受理にかかる文書（非公開部分）について

当該文書は，地方自治法の規定に基づき，監査委員が実施した住民監査請求に係る事務の執行に関し，監査対象部局から提出された文書，監査対象部局に対する事情聴取における質問事項および事情聴取に基づく記録，関係人に対する調査における質問事項および，それに対する回答であって，これらは，監査委員の内部における意思決定過程において作成または取得したものであり，監査委員は，関係人との信頼関係に基づいて資料の収集や調査を行っていることから，これを公開することにより，正確な事実の把握を困難にし，今後における監査事務の適正かつ厳正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため，条例第7条第5号アに該当し非公開が相当である。

## 5 審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

それぞれの案件の決定において，全部公開したものと一部公開としたものがあり，実施機関が非公開とした情報は別表のとおりである。

以下，非公開とした部分について検討する。

- (1) 住民監査請求に係る受付・受理の決定および請求人の陳述等にかかる文書のうち，公表されていない請求人の職業，電話番号，印影について（「別表」番号1ないし3）

住民監査請求書および補正申立書に記載されているこれらの情報は，個人に関する情報であり，公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため，条例第7条第1号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

- (2) 住民監査請求に対する意見等の受理，住民監査請求に基づく監査に伴う事情聴取における質問事項の決定および事情聴取記録，関係人調査の実施および回答書の受理にかかる文書（非公開部分）について（「別表」番号4ないし8）

監査の執行においては，地方自治法第199条第8項の規定により，「監査委員は，監査のため必要があると認めるときは，関係人の出頭を求め，若しくは関係人について調査し，若しくは関係人に対し帳簿，書類その他の記録の提出を求め，又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる」とされているが，この権限はあくまで任意調査であり，これを強制する規定とはなっていない。

また，関係条例等にも，監査の執行に際し，関係人等が政務調査活動の目的や内容等を具体的に監査委員に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。

本件文書に記録された情報は，監査対象部局や関係人から提出された意見書，関係書類，調査書およびその回答書であり，前述のとおり，関係人等が回答すべき義務を負っているとまではいい難く，監査対象部局および関係人が監査の目的を尊重し，監査委員限りで情報が活用されるものと信頼して，監査委員からの調査に応じて提出されたものであり，監査対象部局および関係人からの任意の協力が得られない限り，監査委員が情報を入手すること自体が困難なものである。

また，住民監査結果については公表することとなっているが，監査の過程において知り得た情報については，監査委員は中立的な機関であって，守秘義務を負っている。

もし，これら監査の過程において得られた情報が公になれば，監査対象部局および関係人は監査委員の調査に応じることに慎重になり，協力が得られなくなることが想定され，正確な事実の把握が困難になるとともに，違法または不当な行為の発見も困難になり，監査の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがあることは明らかである。

また、監査の過程におけるこれら調査等の詳細な情報が公になると、監査の具体的手法やノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手がかりを与え、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になり、監査事務の執行に支障をきたすおそれもあることから、条例第7条第5号アに該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年6月22日 (高監委第127号)	諮問書受理
平成22年7月29日	実施機関からの非公開理由書受理
平成22年11月4日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成23年1月14日	答申案の審査
平成23年1月28日	答申

[別表]

一部公開

番号	対象行政文書	非公開情報
1	住民監査請求「政務調査費に係る公金支出」の受付について（決裁）	住民監査請求人の職業， 電話番号，印影
2	住民監査請求「政務調査費の一部返還請求を怠る事実」の補正受付について（決裁）	
3	住民監査請求「政務調査費の一部返還請求を怠る事実」の受理決定および請求人の陳述等について（決裁）	
4	住民監査請求「政務調査費の一部返還請求を怠る事実」に対する意見書等の受理について（決裁）	住民監査請求に関する監査対象部局から提出された意見
5	住民監査請求「政務調査費の一部返還請求を怠る事実」に基づく監査に伴う事情聴取に係る質問事項の決定について（決裁）	住民監査請求に基づく監査に伴う監査対象部局への事情聴取にかかる質問事項
6	「政務調査費の一部返還請求を怠る事実」に関する住民監査請求の事情聴取記録	住民監査請求の監査対象部局への事情聴取記録
7	住民監査請求「政務調査費の一部返還請求を怠る事実」に基づく監査に伴う関係人調査の実施について（決裁）	住民監査請求に基づく監査に伴う関係人調査にかかる質問事項
8	住民監査請求「政務調査費の一部返還請求を怠る事実」に伴う関係人調査回答書の受理について（決裁）	住民監査請求に基づく監査に伴う関係人への質問事項に対する回答